

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第74号）

1 異議申立ての対象となった請求対象文書（諮問案件第117号）
辰巳ダム湛水予定地内の特定箇所（瀬領町）に係る地すべり地表踏査の経過及び調査結果

2 担当課（所） 土木部辰巳ダム建設事務所

3 審査請求等の経緯

- | | |
|-----------------------|--------------------|
| (1) H18. 9. 29 公開請求 | (4) H19. 11. 21 諮問 |
| (2) H18. 11. 2 不存在決定 | (5) H21. 11. 18 答申 |
| (3) H18. 12. 20 異議申立て | |

4 諮問に係る審査会の判断結果

不存在とした決定は、妥当である。

該当条項	審査会の判断要旨
条例第11条 第2項 (不存在)	異議申立人は、辰巳ダム湛水予定地内の特定地区で地すべりの可能性があるとし、実施機関職員にその箇所の地表踏査等を求めたとして、それに応えた本件請求文書は存在するはずと主張している。 これに対し、実施機関は、本件公開請求が行われる前に異議申立人に対し、ダムの貯水に影響のない箇所については調査しないことや当該箇所に地形の乱れがないことを説明したと述べており、実施機関が異議申立人の求める調査を実施することとしたものではないことが認められる。さらに、貯水池側に新たな変状等が発生していないので調査は行っていないと述べていることから、本件請求文書に対応する公文書は存在しないとの実施機関の主張には、特段不自然な点を認めることはできない。

5 審議経緯 審査回数 3回

(別 紙)
答申第74号

答 申 書

平成21年11月

石川県情報公開審査会

第1 審査会の結論

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき不存在とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成18年9月29日に次の公文書（以下「本件請求文書」という。）の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

辰巳ダム湛水予定地内の特定箇所（瀬領町）に係る地すべり地表踏査の経過及び調査結果

2 実施機関の決定

実施機関は、平成18年10月13日に条例第12条第2項に基づき、公開決定等の期限を20日間延長することとして異議申立人に通知し、平成18年11月2日に本件公開請求について公文書不存在決定（以下「本件処分」という。）を行い、公文書を保有していない理由を付して異議申立人に通知した。

（公文書を保有していない理由）

現在のところダムに関連する異常地形と認める要素がないため調査を行っていない。よって公開請求に係る文書は存在しない。

3 異議申立て

異議申立人は、平成18年12月20日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

実施機関は、平成19年11月21日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、諮問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取消し、請求内容に対応する文書の公開を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している要旨は、おおむね次のとおりであ

る。

- (1) 異議申立人は、辰巳ダム湛水予定地内で地すべりの可能性がある瀬領町の異常地形について地表踏査等を実施機関職員に依頼しており、その経過と調査結果について公開を求めたものである。したがって、不存在決定の理由が「異常地形と認める要素がない」との結論であるなら、その論拠となる調査結果はあるはずである。
- (2) 湛水予定地内の地すべりの有無や周辺地区の影響を検討することは、ダム建設の前提である。実施機関は、当該地区北側の地すべりの影響が南側の県道を介して湛水予定地内には及ばないと技術的な判断を行っているが、その判断は地表踏査を実施しなければできないものである。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が主張している要旨は、理由説明書からみると、おおむね次のとおりである。

- 1 実施機関は、異議申立人に対して、平成18年4月頃から「貯水池周辺の地すべり調査と対策」(国土開発技術研究センター編集(平成7年)。以下「調査と対策」という。)を示し、これに基づいてダムの貯水に影響がない箇所については調査しないこと、また、昭和60年度の調査でも、瀬領町の県道より貯水池側の地形に乱れはなく、当該箇所は北側の地すべりと連続したものと判断していないと説明してきた。
- 2 実施機関としては、貯水池側に新たな変状等が起こらなければ、新たな調査を行わないことにしており、そのような状況にないので調査は行っておらず、公開請求に係る公文書は存在しない。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件請求文書の性格等について

辰巳ダム湛水予定地内の特定箇所(瀬領町)に係る地すべり地表踏査の経過とその結果に関する文書である。

3 本件請求文書の不存在について

異議申立人は、辰巳ダム湛水予定地内で地すべりの可能性があると指摘し、実施機関職員にその箇所の地表踏査等を求めたとして、それに応えた本件請求文書は存在するはずと主張している。

これに対し、実施機関は、本件公開請求が行われる前に異議申立人に対し、ダムの貯水

に影響のない箇所については調査しないことや当該箇所に地形の乱れがないことを説明したと述べており、実施機関が異議申立人の求める調査を実施することとしたものではないことが認められる。さらに、貯水池側に新たな変状等が発生していないので調査は行っていないと述べていることから、本件請求文書に対応する公文書は存在しないとの実施機関の主張には、特段不自然な点を認めることはできない。

したがって、本件処分は妥当であると判断した。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、本件異議申立てにおいて、地すべり地形の可能性を判断するためには、当該箇所について地表踏査を実施すべきであると主張するが、当審査会はその適否を審議する立場にはなく、本件処分に係る判断を左右するものではない。

5 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

<別表>

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 19 年 11 月 21 日	○諮問を受けた。(諮問案件第 1 1 7 号)
平成 20 年 1 月 15 日	○実施機関(土木部辰巳ダム建設事務所)から理由説明書を受理した。
平成 20 年 3 月 8 日	○異議申立人から意見書を受理した。
平成 21 年 6 月 5 日 (第 176 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 21 年 10 月 6 日 (第 183 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 21 年 10 月 22 日 (第 184 回審査会)	○事案の審議を行った。